

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第 23 条第 5 項）

平成 26 年度における情報提供を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第 2 位以下は四捨五入）

株式会社マイムコミュニティー

本社 〒140-0002 東京都品川区東品川 2-2-4 天王洲ファーストタワー17F

派遣労働者の数	10 人
派遣先の数	2 社
マージン率	27.3%
教育訓練に関する事項	OA 機器操作、個人情報保護教育、オペレータ研修
派遣料金の 1 人あたりの平均額	11,375 円（1 日 8 時間当たり換算）
派遣社員の賃金の平均	8,274 円（1 日 8 時間当たり換算）
福利厚生	年次有給休暇、社会保険、雇用保険、定期健康診断

以上